

総合事業の介護予防通所介護相当サービスにおける入浴支援を評価する区分についてのQ&A(R8.5)

No.	質問	回答
1	入浴支援を評価する区分を算定できる事業所はどこか	対象者が要件を満たしていれば、入浴支援を実施している介護予防通所介護相当サービス提供事業所全てが算定可能となります。算定のために事業所が新たに指定や届出を出す必要はありません。
2	介護予防通所介護相当サービス提供事業所がしなくてはいけないことは何か	既存の利用者については、新たな算定区分を開始する前月末までに料金の変更について説明し同意を得る必要があります。個別計画の変更は必要ありません。
3	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所がしなくてはいけないことは何か	最新の認定調査結果を確認し、介護予防通所介護相当サービス提供事業所から利用者が対象になるかの問い合わせへの対応をお願いします。既存の算定区分で入浴支援を受けている人が特に状態に変化なく新たに入浴支援を評価する区分を算定するにあたり、サービス担当者会議を開催したり介護予防サービス・支援計画書を変更したりする必要はありません。ただし、どのような理由で入浴支援を評価する区分の対象になったのか介護予防支援経過記録に記録してください。
4	ケママネジメントにおいて特に必要と認められる人とはどのような人か	個別かつ特別な理由によりデイサービスでの入浴支援が必要は人を想定しています。例としては、独居だが認知症の症状により自発的に入浴しようとしていない人、要件には該当しそうだが、主治医がいないなどの理由で事業対象者になっている人、自宅の風呂が故障して直せない人などがあげられます。
5	月の途中から入浴支援を評価する区分に変更することは可能か	月の間は既存の区分か入浴支援を評価する区分かのどちらかだけが算定できます。そのため、月途中での区分の変更はできません。
6	入浴支援を評価する区分に該当しない人の入浴はどう支援するのか	介護予防訪問リハ、理学療法士等による介護予防訪問看護、訪問型短期集中予防サービスなどの利用により自立した入浴ができるような支援の検討をお願いします。